

令和6年度新潟市認知症介護実践リーダー研修募集要項

1 研修の目的・対象者

目的	実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有したリーダーの養成
対象者	<p>新潟市内の介護保険施設、地域密着型サービス事業所等に勤務する介護従事者等であって、<u>認知症高齢者介護に関する経験（注1）が5年以上の方</u>であり、かつ、ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定される方であって、<u>認知症介護実践者研修を修了してから1年以上経過している方（注2）</u>、または、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、<u>介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する方あるいはそれと同等以上の能力を有する方</u>であると新潟市が認めた方を対象とします。</p> <p>なお、認知症対応型共同生活介護事業所が「短期利用共同生活介護費」を算定するためには、本研修の修了者を配置することが要件の1つとなっています。</p> <p>また、「認知症専門ケア加算（Ⅰ）」「認知症加算（Ⅰ）」「認知症加算（Ⅱ）」の算定要件の1つにもなっています。</p>

注1 「認知症高齢者介護に関する経験」とは、介護保険施設等での介護経験、ケアプランの作成経験等をいい、一般病院での看護経験や、家庭での介護経験は経験年数に含めません。

注2 都道府県及び指定都市が平成12年度～平成16年度に実施した痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了者も対象者に該当します。

※ 新潟市外所在の事業所への勤務が決定・内定している場合は「新潟県 福祉保健部 高齢福祉保健課 在宅福祉班」にお問い合わせください。

2 研修日程・会場

詳細は7～8ページをご覧ください。

3 受講定員

30名

4 申込方法

受講希望者の所属する事業所（以下「事業所」という。）は、期限までに、申込専用フォームから受講申込を行ってください。

(1) 申込期限 令和6年7月19日（金）

※(2)の②に該当する事業所等は、上記期限まで市町村介護保険主管課あてに提出してください。

(2) 申込方法

①下記の「新潟市オンライン申請システム」の申込フォームからお申込みください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/a696ff75-e4a8-4b74-9535-84325f2e1618/start>

②市町村への申込み（新潟市外の方）

※新潟市外の介護保険事業所等に勤務している方又は内定している方で、勤務先または勤務内定先が地域密着型サービス事業所に該当する方のみ必要です。

→電子申請システムへの入力後、以下の書類を事業所が所在する市町村介護保険主管課（地域密着型サービス担当）あてに提出してください（提出方法は各市町村によって異なりますので、ご確認ください）。

《提出書類》

- 受講申込書…電子申請後、システム内にてダウンロードしたもの

(3) 注意事項

- 申込期限以降の申込みは一切受け付けません。
- 申込内容に誤りや不備・不足等がある場合は、受講決定されない場合があります。
- 多くの施設・事業所の方から受講していただくため、原則として1施設・事業所につき1名の申し込みにさせていただきます。
ただし、運営上の都合により1施設・事業所から複数の申込希望者がある場合は、電子申請システムの「事業所内優先順位」を必ず入力してください。
- 申込は事業所単位で取りまとめのうえで行ってください。

5 市町村の受講推薦について

新潟市が定める市町村推薦要件に該当する事業所は、新潟市オンライン申請システムでの申込みの際に、「市町村から新潟市への推薦希望の有無」の欄で「希望します（推薦要件該当）」にチェックを入れてください（詳細は6ページをご覧ください）。

当該推薦要件該当者のうち、市町村は適当と認める方について新潟市に推薦書を提出し、新潟市は適当と認められる方の受講について受講定員枠内で配慮します。

6 受講決定・不決定

- (1) 受講者の決定・不決定の通知は、申し込みを行った施設等に対して8月9日(金)頃に郵送で通知します。
- (2) 受講希望者が定員を超えた場合は、次の順位により受講者を決定します。

- ① 指定認知症対応型共同生活介護事業所で、本研修を受講することにより、当該事業所が短期利用共同生活介護費の算定要件を満たす場合
 - ② 上記以外で施設及び地域密着型サービス事業所の優先順位が第1位の方
 - ③ 上記①及び②により決定されなかった方
- ※ 上記②及び③の方については、定員の範囲内で抽選により決定いたします。

7 費用

研修受講費用として、25,000円を負担していただきます。

別途、市が発行する「納入通知書」により、納期限までに所定金融機関にてお支払い願います。(支払手続については研修時にご案内します)

8 研修への参加が不可能となった場合について

受講決定通知後に研修への参加が不可能となった場合は、別紙1「新潟市認知症介護研修受講辞退届」を新潟市福祉部地域包括ケア推進課あてに提出してください。

なお、研修開始後の受講辞退は、受講負担金の返却はできませんので、ご了承願います。

9 修了について

本研修の全過程を修了した方には、新潟市長名の修了証書を交付します。

※全過程を修了した方に修了証書を交付します。原則、自然災害による公共交通の遅れ等のやむを得ない事情を除き、遅刻・欠席は修了と認めませんのでご注意ください。

また、体調不良による欠席も、原則、終了と認めませんので、体調管理に努めて下さい。

※研修の成果物や受講態度が著しく不適切な方(居眠り、私語等)については、修了と認めない場合がありますので、ご注意ください。

10 参考図書

研修受講者は、研修の理解を深めるため、認知症介護研修に関する参考図書を一読してから受講されることをお勧めします。

参考図書の例としては下記のものがありますので参考にしてください(参考図書

はこれに限るものではありません。)

●「認知症介護実践研修テキスト」リーダー編

なお、上記参考図書は、厚生労働省が定める「認知症介護指導者研修」実施法人である「認知症介護研究・研修東京センター」が認知症介護実践研修テキストとして監修・発行しているものであり、認知症介護に必要な支援の考え方・方法・技術を実践に結び付けて理解できるよう模擬事例を用いて様々な視点から編集されているものです。

※ 紹介参考図書の問い合わせ・申込等については、中央法規出版(株)東京営業所 (TEL：03-3834-5817)まで。

11 その他

- 本研修は、社会福祉法人桜井の里福祉会に委託して実施します。
- 申込をした時点で、受講申込に際して取得した個人情報は、委託先へ提供することに同意したものと見なします。
- 受講申込に際して取得した個人情報は、研修事務以外には使用しません。
- 受講決定後に、委託法人より詳細なスケジュール等を郵送する予定です。
- 研修の際は、換気の実施、一定の間隔を空けての着席、近距離での会話を避けるなど新型コロナウイルス感染防止対策を行います。

都道府県及び指定都市以外が実施する「痴呆介護実務者研修」 「認知症介護実践者研修」の取扱いについて

1 公益社団法人日本認知症グループホーム協会が実施する研修

公益社団法人日本認知症グループホーム協会（以下「協会」という。）が実施した研修については、次のア、イのとおり取扱うものとします。

ア 協会が実施した次の①～③の研修を修了し、協会が交付した修了証書を所持している方については、新潟市が実施した研修の修了者と同等に取り扱うものとします。

- ① 平成16年度 第3～6回 痴呆介護実務者研修（基礎課程）
- ② 平成17年度 第1～4回 認知症介護実践研修（実践者研修）
- ③ 平成21年度～ 認知症介護実践研修（実践者研修）

イ 協会が実施した次の研修の修了者については、県の修了認定を受けた方に限り、新潟市が実施する研修の修了者と同等に取り扱うものとします。

平成18～20年度 認知症介護実践者研修

※協会の名称は、過去に数回変更されています。

【過去の名称】

平成12年 10月～「特定非営利活動法人 全国痴呆性高齢者グループホーム協会」

平成17年 10月～「特定非営利活動法人 全国認知症グループホーム協会」

平成21年 3月～「一般社団法人日本認知症グループホーム協会」

平成22年 4月～「公益社団法人日本認知症グループホーム協会」（現在）

2 全国老人福祉施設協議会・新潟県老人福祉施設協議会が実施する研修

公益社団法人全国老人福祉施設協議会が平成20年度～平成22年度に実施した「認知症介護実践者研修」、一般社団法人新潟県老人福祉施設協議会が平成27年度以降に実施した「認知症介護実践者研修」については、新潟市が実施した研修の修了者と同等に取り扱うものとします。

ただし、平成20年度に全国老人福祉施設協議会が実施した研修終了者については、県の修了認定を受けた方に限ります。

※新潟県以外の都道府県の老人福祉施設協議会が実施した認知症介護実践者研修を修了された方は、リーダー研修の受講申し込みの際など、同等に取り扱うことができるか確認する必要がありますので、新潟市の担当課へご連絡ください。

3 「痴呆性老人処遇技術研修」

「痴呆性老人処遇技術研修」は、「痴呆性介護実務者研修（基礎課程）」「認知症介護実践者研修」と同等と認められません。従って、当研修の受講には、改めて「認知症介護実践者研修」の受講が必要です。

市町村の受講推薦について

事業所からの本研修の受講の申込にあたり、新潟市が定める要件に該当する場合は、所管市町村が新潟市に対して受講希望者を推薦することができます。新潟市は市町村が推薦した者について、定員枠の範囲内でその受講に配慮します。

市町村による推薦要件

市町村による推薦要件は、受講申込を行う事業所が次の①に該当する場合です。

<推薦要件>

- ① 指定認知症対応型共同生活介護事業所で、本研修を受講することにより、当該事業所が短期利用共同生活介護費の算定要件を満たす場合

※同一事業所からの受講者推薦は1名とします。

研修日程・プログラム（予定）

1. 日 程 令和6年9月2日（月）から
令和6年10月17日（木）
2. 会 場 〒950-1141 新潟市中央区鐘木185-18
新潟テルサ 2階特別会議室
（10月17日は3階研修室1と研修室2）
電話：025-281-1888

3. 研修プログラム

※現時点でのプログラムのため、内容に変更が出る場合があります。

(1) 講 義

日	時	内 容
9/2 (月) 1日目	9:00~9:10	受付
	9:10~9:20	研修オリエンテーション
	9:20~9:30	開講式
	9:30~11:00	認知症介護実践リーダー研修の理解
	11:10~13:10	認知症の専門的理解
	14:10~17:40	認知症ケアに関する施策の動向と地域展開
	17:50~18:00	1日の振り返り

日	時	内 容
9/3 (火) 2日目	9:00~9:10	受付
	9:20~12:20	チームケアを構築するリーダーの役割
	13:20~15:20	ストレスマネジメントの理論と方法
	15:30~17:30	ケアカンファレンスの技法と実践
	17:30~18:00	実習オリエンテーション
	18:00~18:10	1日の振り返り

日	時	内 容
9/5 (木) 3日目	9:00~9:10	受付
	9:20~12:20	認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法
	13:20~17:20	職場内教育の基本視点
	17:20~17:30	1日の振り返り

日 時		内 容
9/6 (金) 4日目	9:00~9:10	受付
	9:20~13:20	職場内教育（OJT）の方法と理解
	14:20~17:20	職場内教育（OJT）の実践①
	17:20~17:30	1日の振り返り

日 時		内 容
9/10 (火) 5日目	9:00~9:10	受付
	9:20~12:20	職場内教育（OJT）の実践②
	13:20~17:20	自施設実習の課題設定
	17:20~17:30	1日の振り返り

(2) 実 習（自施設実習）

令和6年9月11日（水）～10月16日（水）のうち4週間

(3) 実習中間報告会

令和6年9月26日（木）9:00～12:30

(4) 実習成果報告会（修了式）

令和6年10月17日（木）9:00～17:30